

事業系ごみの出し方 ガイドブック

事業活動に伴って発生するごみは、家庭ごみと同じようなごみであっても、事業系ごみとして適正処理が必要です。事業者の皆様には本ガイドブックをご活用いただき、一層のごみの適正処理・減量化・リサイクルに取り組んでいただきますようお願いいたします。

■廃棄物とは

『廃棄物』とは、通常の社会生活においていらなくなったものをいい、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、『一般廃棄物』と『産業廃棄物』に分類されます。

また、『産業廃棄物』とは、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、廃棄物の発生量やその物の性質から、法及び政令で定める20種類のものをいい、これらに該当しない廃棄物を『一般廃棄物』といいます。

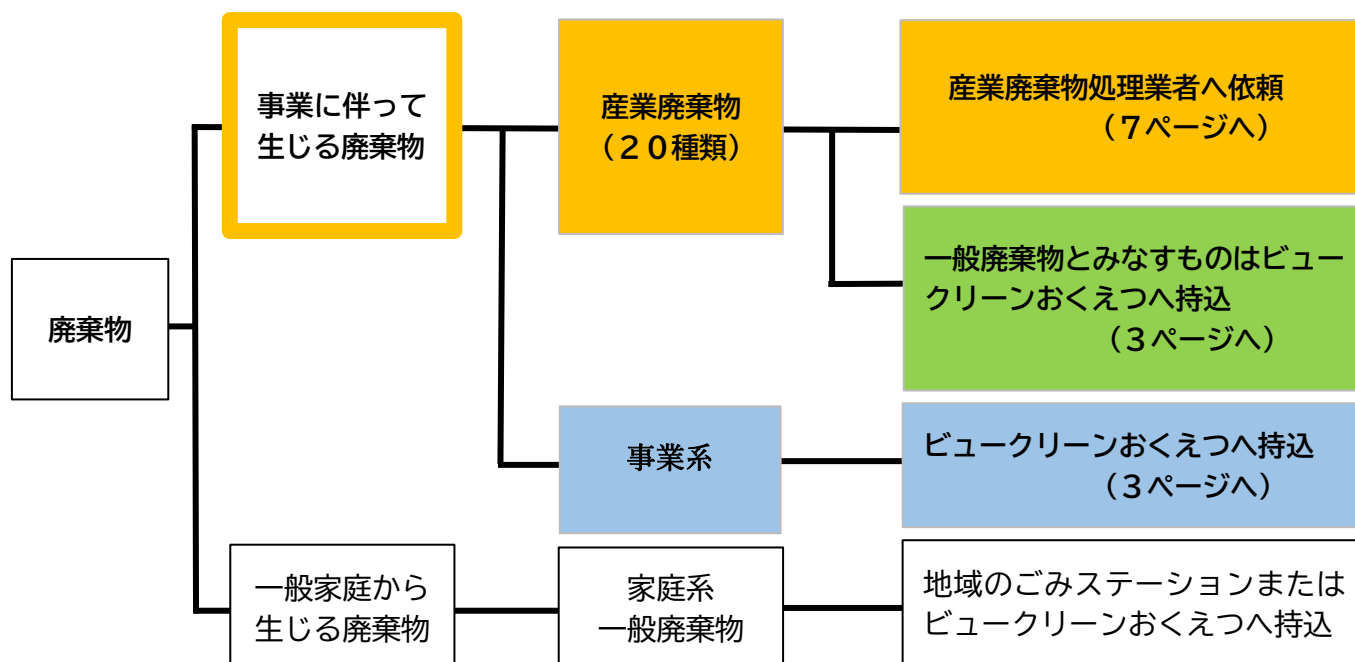
ここでいう事業活動には、製造業や建設業などのほか、オフィス、商店等の商業活動や、水道事業、学校等の公共的事業も含まれます。

■事業者の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、『事業に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければならない。』と事業者の責務が定められています。

その廃棄物の処理を処理業者に委託する場合でも、廃棄物が適正に処理されるまで（最終処分または再生）の責任を排出事業者は負わなければなりません。

事業活動に伴って生じた廃棄物は、『事業系一般廃棄物』と『産業廃棄物』に分別し、適正に処理する必要があります。




■産業廃棄物一覧表

区分	種類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	②汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	③廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	④廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	⑤廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	⑦ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	⑧金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	⑨ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
	⑩鉱さい	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等
	⑪がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	⑫ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	⑭木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、貨物の流通のために使用したパレット等
	⑮繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	⑯動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	⑰動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	⑱動物の糞尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑲動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	⑳以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	

■ビュークリーンおくえつで受け入れるもの





原則、産業廃棄物であるが、当組合では事業系一般廃棄物とみなすもの
従業員等の飲食に伴うものと資源化できるものに限ります。

区分	具体例
可燃ごみ	<p>【廃プラスチック類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラップフィルム ・ストロー ・ペットボトルのラベル、キャップ ・カップ麺等の容器 ・弁当のプラ容器 
不燃ごみ	<p>【廃プラスチック類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製のスプーン、フォーク <p>【金属くず】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルミ容器 ・飲料用のびん・缶等の金属製のふた <p>【ガラスくず、陶磁器くず】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湯呑み、コップ、食器等 
特殊ごみ	<p>【特殊ごみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蛍光灯（1日10本まで、長さ1.2mまで）
資源ごみ	<p>【金属くず、ガラスくず】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料用のびん・缶類、缶詰の空き缶 <p>【廃プラスチック類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料用ペットボトル 

★コンビニのごみ箱や、イトイン等お客様の飲食に伴い発生した資源物(プラ容器・びん・缶・ペットボトル)は、ラベルやキャップを取り除く等の適切な分別と洗浄をすればビュークリーンおくえつで受け入れ可能です。

事業系一般廃棄物

事業所から排出される廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいいます。





区分	具体例
可燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・感熱紙等、資源化できない紙類 (古紙は資源ごみに分別してください) ・草 ・生ごみ ・雑巾 ・ふきん ・ウエス等 
可燃系粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・畳（1日10枚まで） ※家屋の解体等に伴うものは受け入れできません ・カーペット、絨毯（1.5mまでに切断したもの） ・木製家具（1.2×1.2×1.5mまで） 
資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞 ・雑誌 ・ダンボール ・シュレッダーくず ・OA用紙等、資源化できる紙類 
剪定枝	<ul style="list-style-type: none"> ・直径10cm、長さ1.5mまで 

■ ビュークリーンおくえつで受け入れられないもの

産業廃棄物、法令等の対象品、処理困難物




ビュークリーンおくえつでは処理ができないため搬入をお断りするもの。

これらを処分する場合は産業廃棄物処理許可業者等にお問い合わせください。

産業廃棄物	<p>一部、事業系一般廃棄物とみなすものを除いた、法で定める 20 種類です。特に次にあげるものはご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用資材（マルチ、ビニールハウス等） ・ブルーシート ・PPバンド ・プラスチック製品 ・塩ビ管 ・鉄パイプ ・建築廃材（浴槽、洗面台、便器、タイル類） ・スチール製品（机、椅子、棚、ロッカー） ・一斗缶 ・車椅子 ・看板 ・ポリ缶 ・パレット ・ドラム缶 ・トタン等 ・蛍光灯（1日10本を超えるもの、1.2mを超えるもの） 
	<p>【家電リサイクル法対象品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ ・エアコン ・冷蔵庫、冷凍庫 ・洗濯機、衣類乾燥機 <p>（一財）家電製品協会のホームページをご確認ください (https://www.aeha-kadenrecycle.com)</p> 
法令等の対象品	<p>【自動車リサイクル法対象品】 ・自動車 ・自動車部品</p> <p>【二輪車リサイクルシステム対象品】 ・バイク ・バイク部品</p> <p>（公財）自動車リサイクル促進センターのホームページをご確認ください (https://www.jarc.or.jp)</p>
	<p>【フロン排出抑制法対象品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務用空調機器 ・業務用冷凍冷蔵庫(ショーケース) ・ソフトクリームフリーザー ・ウォーターサーバー <p>フロン排出抑制法ポータルサイトをご確認ください (https://www.env.go.jp/earth/furon/)</p> 
処理困難物	<p>当組合のごみ処理施設では処理ができないため搬入をお断りするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃オイル ・ガスボンベ ・石、土 ・バッテリー ・グランドピアノ ・古タイヤ ・大型のタンス ・物干し台のコンクリート基礎 ・消火器 ・れんが、ブロック ・多量の畳(11枚以上) ・大型の木製品(臼、天然木衝立) ・介護用ベッド ・マッサージチェア ・特殊機械部品 ・モーター 

■ビュークリーンおくえつで受け入れられないもので、事業所からの問い合わせが多いもの（業種別に記載）

業種名	具 体 例
建設業	型枠 ヘルメット 瓦の下シート 建設資材 
設備工事業	塩ビ管 鉄パイプ 保護シート 便座  
ガソリンスタンド	バランスウエイト ワイパー オイル缶 
理容業	カットマネキン 薬剤容器 
機械器具小売業	電化製品 配線 配管 ダクト  
繊維工業	反物 特殊紙管 特殊機械部品 化学繊維糸くず  
織物衣料小売業	大量の化学繊維衣類 カバン ハンガー マネキン人形 ミシン    
一般飲食店	大量の食器 プラスチック御膳台 一斗缶   
塗装工事業	一斗缶 養生シート 

業種名	具 体 例
葬儀・火葬業	プラスチック製品 祭壇 花輪 
農業	マルチシート ビニールハウス 防草シート 畦波板 プラスチックかご 肥料袋 農機具 
家具建具小売業	スプリング入りマットレス 
介護サービス業	車椅子 歩行補助具 介護ベッド 医療製品 点滴スタンド 
その他小売業	プラスチック棚 陳列棚 
食料品小売業	ショッピングカート バットケース 盛り籠 
電気機械器具製造業	電子部品 保護カバー 

イラスト出典：経済産業省ウェブサイト <https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illustr/>

：いらすとや <https://www.irasutoya.com/>

■産業廃棄物の処理

ビュークリーンおくえつは一般廃棄物中間処理施設であり、産業廃棄物は搬入できません。

産業廃棄物は事業者の責任により、事業者自らが適正処理を行うか、許可を受けた産業廃棄物処理業者等に処理を委託しなければなりません。

産業廃棄物の処理を委託する場合には、排出者において、その産業廃棄物の処理が可能なのかを確認してください。

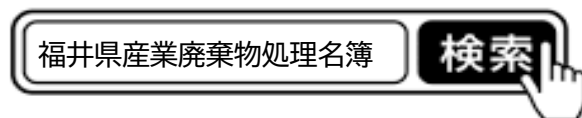
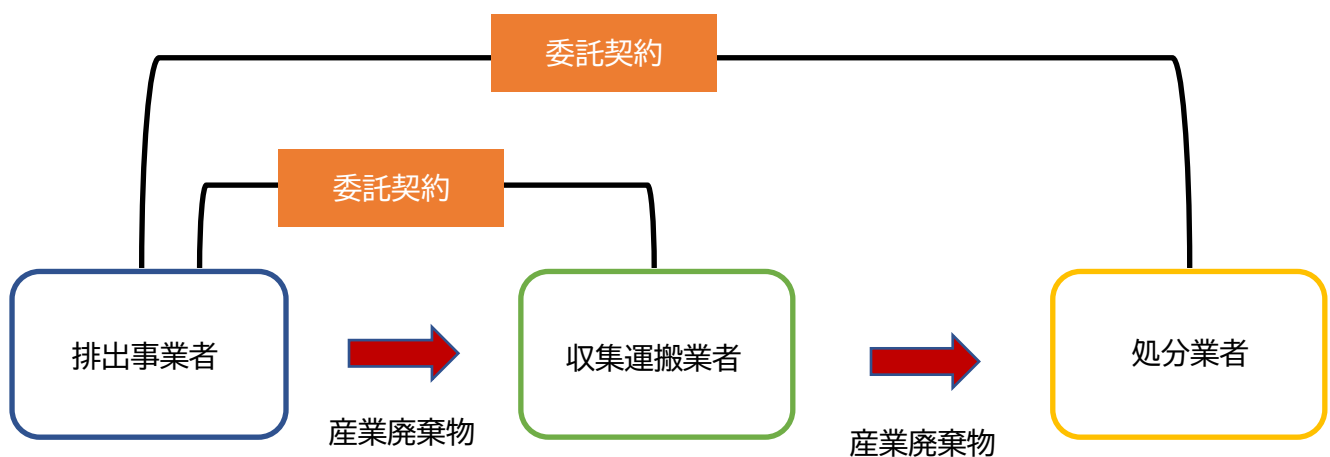
その後、「産業廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者」と「産業廃棄物処分業の許可を持つ業者」、それぞれと、書面で委託契約を行う必要があります。

また、委託した産業廃棄物が適正に処理されたのかを「マニフェスト」により確認してください。

福井県内で許可を得ている産業廃棄物処理業者（収集運搬業、処分業）は、福井県又は福井市のホームページで公表しています。

また、（一社）福井県産業資源循環協会（TEL 0776-57-0070）で問い合わせを受けています。

産業廃棄物委託の流れ



■ごみの減量化と資源ごみの分別にご協力ください

(1) 食品ロスの削減

◎なぜ食品ロスの削減が必要？

- ・事業所や家庭で捨てられた食品は、燃やせるごみとしてごみ処理施設へ運搬され、焼却処分されます。
- ・食品には水分が多く含まれているため、焼却の際に多くの燃料が必要で、環境への負荷も大きくなります。

◎事業所から出る食品ロスの例

- ・小売店での売れ残りや返品されたもの
- ・飲食店での食べ残し
- ・規格外品



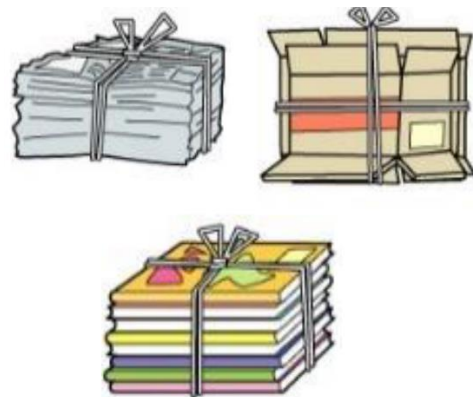
(2) 剪定くず・草ごみの処理

◎剪定くずや草ごみを搬入する際には、なるべく水切りや乾燥をさせてから出してください。

(3) リサイクル

◎紙のリサイクル 紙は一人ひとりが手元で分別をしましょう。

- ・新聞紙、雑誌、ダンボールは必ずリサイクルしましょう。
- ・リサイクルボックスを用意し、使い終わった紙やチラシ、カタログ、封筒を分別しましょう。
- ・メモ用紙、名刺などの小さな紙もリサイクルしましょう。
- ・シュレッダー処理した紙類は、リサイクルしましょう。
- ・事務文書もできるだけリサイクルしましょう。機密文書などはシュレッダー処理して持ち込むか、処理業者（区域内：株式会社増田喜 Tel87-1761）に資源ごみとして処分を依頼してください。



◎ペットボトルのリサイクル

- ・ペットボトルで出せるものには PET マークがついています。
- ・ラベルとキャップを外し、ボトルを水洗いしてください。



■手数料

事業系ごみの持込手数料 **10キログラムにつき84円**

【発行・お問い合わせ】

大野・勝山地区広域行政事務組合（ビュークリーンおくえつ）

TEL 0779-66-6690